

契約予定者 各位

日本原子力研究開発機構 財務契約部

### 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律に基づく確認について

日本原子力研究開発機構（以下「当機構」という。）においては、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）に則り、当該法律に定める特定受託事業者との契約を適正に行うこととしております。

つきましては、貴方が当該法律に定める特定受託事業者に該当する場合は、当機構との契約締結前までに、契約担当者へその旨をご連絡いただきますようお願いいたします。

参考：特定受託事業者の定義

（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第二条第一項による）

- （１）個人であって、従業員を使用しない者
  
- （２）法人であって、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。）がなく、かつ、従業員を使用しないもの

以上